



国民年金保険料の追納制度をご存知ですか？

国民年金保険料の免除（全額免除・一部納付）・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納めること（追納）ができます。

ただし、免除などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

また、追納する場合には、先に経過した月の分から順次納めていただくこととなります。

○お問い合わせ

本庁 住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800（直通）

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎ 55-3701（直通）

日本年金機構 幡多年金事務所

☎ 34-1616

【平成23年度中に追納する場合の額】

年 度	全額免除 納付猶予 学生納付特例	3/4免除	半額免除	1/4免除
平成13年度の月分	15,350円	-	-	-
平成14年度の月分	14,760円	-	7,380円	-
平成15年度の月分	14,540円	-	7,270円	-
平成16年度の月分	14,340円	-	7,170円	-
平成17年度の月分	14,380円	-	7,190円	-
平成18年度の月分	14,440円	10,830円	7,220円	3,610円
平成19年度の月分	14,470円	10,840円	7,230円	3,610円
平成20年度の月分	14,580円	10,940円	7,290円	3,640円
平成21年度の月分	14,660円	10,990円	7,330円	3,660円
平成22年度の月分	15,100円	11,320円	7,550円	3,770円

※平成21・22年度はまだ加算が付きません。 ※詳しくは、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

6月は高知県の「男女共同参画推進月間」

「高知県男女共同参画社会作り条例」で6月は「男女共同参画推進月間」と定めています。

男女共同参画というと、なんだかとっても難しいことのように思いませんか？

男女共同参画とは、「男だから」「女だから」という固定的な考え方にとらわれないで、男女がお互いに社会の対等なパートナーとして認め合う意識を持ち、自分の意思と責任で自由に生き方を選択できる社会を目指すことです。例えば、こんなことが男女共同参画を進めることとなります。

家庭では

- ◎最近では、結婚後や出産後も仕事を続ける女性が増えています。家事、育児、介護など家庭の仕事を家族みんなで協力して支えあっていきましょう。
- ◎家や車の購入、子育てのことなど、重要なことを決めるときは、パートナーと話し合ってお互いの意見を聞きましょう。

職場では

- ◎企画会議など意思決定の場に男女が対等に参画し、個性と能力を生かせる職場づくりをしていきましょう。
- ◎最近では、子育てを楽しみたいという男性も増えています。男性も女性も、仕事と子育てがバランスよく行える職場環境を整えましょう。

地域では

- ◎町内会など、地域で重要なことを決める場に、男女がともに参画し、地域活動に多彩な意見を反映させましょう。

【お問い合わせ】

高知県県民生活・男女共同参画課

☎088-823-9651

こうち男女共同参画センター・ソーレ

☎088-873-9100